

変更内容一覧

変更の内容	経緯・理由	該当 ページ
<p>【教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期】 確保方策の数値を変更する。</p>	<p>令和9年度に保育園2園が認定こども園に移行すること、令和9年度に予定していた認定こども園の開園を令和10年度に変更したことに伴い確保方策の数値を変更した。</p>	67 p
<p>【幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保】 名称を変更し、追記する。</p>	<p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）の改正に伴い【子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保】に名称を変更し、乳児等通園支援事業の創設に伴い「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を追記した。</p>	89 p 90 p
<p>【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進に関する体制の確保】 追記する。</p>	<p>乳児等のための支援給付の創設に伴い「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進に関する体制の確保」を追記した。</p>	91 p